

## 新宿三丁目駅周辺まちづくり検討委員会 設置要綱（案）

### （名称）

第1条 本委員会の名称は、「新宿三丁目駅周辺まちづくり検討委員会」（以下「委員会」という。）とする。

### （目的）

第2条 「新宿駅東口地区まちづくりビジョン」では、新宿駅周辺を「交通結節拠点」、新宿三丁目駅周辺を「賑わいの拠点」、それらを結ぶ新宿通りを「賑わい交流軸」とし、まちの将来像である「日本を代表する賑わいと歩きたくなるまち」の実現を目指すこととしている。

まちの将来像を実現していくため、新宿三丁目駅周辺の「賑わいの拠点」について、必要な都市機能及び都市基盤等の整備方針を検討することを目的として委員会を設置する。

### （検討範囲）

第3条 委員会の検討範囲は、新宿三丁目駅周辺及び関連する区域とする。

### （検討事項）

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 土地利用に関すること
- (2) 都市機能に関すること
- (3) 自動車ネットワークに関すること
- (4) 歩行者ネットワークに関すること
- (5) 駅施設に関すること
- (6) 駐車場施設・荷さばき対策に関すること
- (7) 空間・景観に関すること
- (8) 防災・みどり・環境に関すること
- (9) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

### （委員）

第5条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

### （会長及び副会長）

第6条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
  - 3 会議は非公開とする。
  - 4 会議資料及び議事概要は、個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などを除き、原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合には、非公開とすることができます。
  - 5 会長は、必要に応じて、検討事項の内容を記載した書面を各委員へ送付し、意見を聴き、検討委員会の会議に代えることができる。

(検討部会)

- 第8条 委員会を円滑に運営するため、必要に応じて検討部会を置くことができる。

(事務局)

- 第9条 委員会の事務局は、新宿区新宿駅周辺基盤整備担当課、新宿駅周辺まちづくり担当課とする。

(守秘義務)

- 第10条 委員会の委員及びその他出席者は、討議により知り得た個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などについては、この委員会等の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 前項の重要事実については、その公表があるまでの間、委員会等の委員及びその他出席者はその情報を開示してはならない。

(補則)

- 第11条 この要綱に変更の必要が生じたときは、委員会の了承を経て改正する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

附則

この要綱は、令和3年2月19日より施行する。

(別表1) 委員会名簿

職	所属・役職等
会長	工学院大学名誉教授 倉田直道
副会長	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授 森本章倫
委員	警視庁 交通部交通規制課 都市交通管理室長
〃	警視庁 新宿警察署 交通課長
〃	警視庁 四谷警察署 交通課長
〃	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課長
〃	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 まちづくり専門課長
〃	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 開発計画推進担当課長
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課長
〃	新宿区 みどり土木部 土木管理課長
〃	新宿区 みどり土木部 道路課長
〃	新宿区 都市計画部 都市計画課長
〃	新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課長
〃	新宿区 都市計画部 防災都市づくり課長
〃	新宿区 新宿駅周辺整備担当部長
〃	東京都 交通局 総務部 企画調整課 技術調整担当課長
〃	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 開発連携・工事調整担当課長
〃	東京地下鉄株式会社 まちづくり連携プロジェクトチーム まちづくり連携担当課長
オブザーバー	国土交通省 都市局 都市計画課 施設計画調整官
(事務局)	新宿区 新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺基盤整備担当課 新宿区 新宿駅周辺整備担当部 新宿駅周辺まちづくり担当課